



2019年
事業の概況

Jf マリンバンク
なぎさ信用漁業協同組合連合会

2019年 事業の概況

CONTENTS

JFマリンバンクなぎさは‘浜’の金融機関です	
ごあいさつ	①
JFマリンバンクなぎさの経営姿勢についてお知らせします	
経営方針	③
リスク管理体制.....	⑥
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢.....	⑧
金融ADR制度への対応	⑧
漁業者等の経営の改善のための取組みの状況	⑨
地域の活性化のための取組みの状況	⑨
JFマリンバンクなぎさの事業についてご案内します	
事業概要	⑩
勧誘方針	⑩
貯金業務	⑪
為替業務	⑪
融資(貸付)業務.....	⑫
その他のサービス	⑫
JFマリンバンクなぎさの組織概要についてご紹介します	
組織構成	⑬
役員.....	⑭
役員の就任状況.....	⑭
職員.....	⑮
沿革・歩み	⑮
トピックス	⑯
JFマリンバンクなぎさの平成30年度各事業の業績についてご報告します	
事業の状況	⑰
融資についての考え方	⑱
資料編	⑲
店舗一覧	④⑤

当連合会は、兵庫県信用漁業協同組合連合会と和歌山県信用漁業協同組合連合会が、平成29年4月1日、兵庫県信用漁業協同組合連合会を存続法人として合併いたしました。

このため、本誌に掲載されている平成28年度以前の数値は旧兵庫県信用漁業協同組合連合会のものです。

JFマリンバンクなぎさは ‘浜’の金融機関です



経営管理委員会副会長

橘 智史

経営管理委員会会長

中川 照央

代表理事理事長

黒田 俊文

ごあいさつ

みなさまには、平素より漁協系統信用事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ございます。

平成29年4月1日、JF兵庫信漁連とJF和歌山信漁連が合併し、新たにJFなぎさ信漁連として誕生してから、第2年度が終了しました。

本冊子は、JFなぎさ信漁連をより一層ご理解いただくため、経営に関する考え方や、この一年間の各業務分野における活動と業績を中心に、できるだけ分かり易くまとめたものです。

この一年間も厳しい経営環境の中にあって、役職員一丸となり経営努力を重ねた結果、所期の目的を達成することができました。

これもひとえに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

JFなぎさ信漁連は、今後とも、漁業環境及び金融環境の変化に柔軟に対応していくため、自らの改革を進め、将来に亘り協同組合組織の漁業専門金融機関としての使命を果たしていく「新たなビジネスモデル」の構築を目指すとともに、会員並びに組合員、ご利用者のみなさまに「安心・安全」の金融機能を「安定」的に提供し、「愛される浜の金融機関」となれるよう努力してまいりますので、なお一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年7月

経営管理委員会会長

中川 照央

経営管理委員会副会長

橘 智史

代表理事理事長

黒田 俊文

JF マリンバンク なぎさの 経営姿勢についてお知らせします

経営方針

わが国経済は、当面、海外経済の減速の影響を受けるものの、先行き、基調としては緩やかな拡大を続けるとみられており、物価も2%に向けて徐々に上昇率を高めていくと考えられています。

こうした認識のもと日銀は、消費税率引き上げの影響に加え、海外経済の動向を含めた経済・物価の不確実性を点検しながら、強力な金融緩和を粘り強く続けていくとの方針を明確に示していることから、引き続き、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の枠組みによる金融調整方針は維持され、マイナス金利政策の長期化による預貸利鞘の縮小に伴う金融機関の収益悪化は避けられない状況となっています。

我々JFグループにおきましては、「運動方針（2015～2019年度）」に基づき具体的な「漁業・漁村革新プラン」の実践を行い、「水産業日本の復活」に向けて取り組んでいるところであり、さらに昨年12月に成立した漁業法と漁協制度見直しのための水協法改正を柱とする「漁業法等の一部を改正する法律」に基づき、新たな資源管理と水産業の成長産業化を図るための3000億円を超える水産関連予算が生まれ、水産改革が実践されようとしています。

JFマリンバンクにおきましては、「浜に出向く体制の強化」、「課題解決に繋がる相談力・提案力の発揮」、「漁協・漁連との新たな視点での連携強化」を3つの柱とする3か年中期事業推進方策（2018～2020年度）を実践しているところですが、加えて、平成31年3月より見直しされた農林中央金庫の預金施設変更により、「JFマリンバンク事業運営モデル指針」に基づき本会が選択した「コア業務特化型」事業運営モデルに係る業務運営基本方針に沿って、適切な業務運営を行ってまいります。

このような状況下、合併第3年度である平成31年度は、3か年の中期経営計画の最終年度として、これまでの取り組み結果をもとに、「全体の見直しと必要な修正を行い、次の3か年に向けて準備を行う期間」と位置づけ、皆様から「愛される浜の金融機関」と認識していただけるよう、その役割発揮に向けて最大限の努力をしております。

(1) なぎさ信漁連としての組織風土の確立

① 「愛される浜の金融機関」を目指すことの役職員の意識浸透

なぎさ信漁連は、会員及び会員の組合員の負託に応える「愛される浜の金融機関」であり続けることがその使命であります。

平成31年度は、担当役員による会員巡回、系統主催の各会合への積極的参画、支店長による会員組合定期巡回等により、会員及び会員の組合員との紐帯強化を図ります。また、渉外担当者会議、推進会議の合同開催等により両地域の職員交流（意見交換）を深め、職員の一体感を醸成してまいります。

② 事務手続の整備と統一

「愛される浜の金融機関」の根底は、「正確かつ迅速な事務処理」を確実に遂行し、利用者の皆様から信頼されることであると認識しております。

平成31年度は、各種様式統一、統一事務手続きの整備完了を図るとともに、事務研修の実施、内部監査による浸透状況の確認を実施いたします。

③ 新人事制度の確立

「愛される浜の金融機関」となるためには、なぎさ信漁連で働く一人ひとりが、澁刺と働くことのできる環境を整えることが重要であると認識しております。

このため、職員がそれぞれに目標意識を持ち、また実績が公正に評価されることを目的に新人事制度を導入いたしております。

平成31年度は、新人事制度の柱の一つである人事評価制度を実施するうえで必要となる「業績評価」、「行動評価」の習熟度を向上させ、職員充実感を高める人事制度の運用と定着化を図ります。

(2) 組織基盤強化への取組み

① 広域信漁連構想への積極的参加

広域合併の先駆者として、全国段階で進められている「広域化研究会（西日本ブロック）」をベースに、第2段階である更なる組織強化に向け、個別検討チームを立ち上げて具体的な検討を進めてまいります。

② 収支構造の改善

マイナス金利の環境下、本会の運用利回りも低下をしております。このような厳しい環境下にあつて、本業（償却引当経常利益）ベースでの収益を確保するため、あらゆる手段を講じてまいります。

平成31年度は、将来にわたり安定的な経営を担保するため、新たなビジネスモデルへの移行を、着手可能な項目より実施いたします。

具体的には、店舗単位での収支意識を徹底し、人員体制の見直しを中心にした効率的な業務運営体制の構築を目指します。

③ 新事業推進体制の拡充

平成31年度は、なぎさ誕生以来積み上げてきた「出向く体制」「純増ベースの目標管理」をさらに発展させ、貸出業務の伸長を本格化することとし、貯金、定期積金契約額に加え、漁業事業資金、生活ローン等の新規貸出実行を重点化して目標実績管理等に取組みます。

④ 内部管理態勢の強化

年度当初に立てた事業計画を着実に実現させるため、半期毎に達成状況を分析・評価する部店業績評価及び経営状況進捗管理制度の適切な運用を図ります。

また、コンプライアンス態勢を強化するため、全店舗の職員に対するコンプライアンス意識を徹底するような施策を実施してまいります。

内部監査については、不祥事の未然防止、事務の堅確性向上を目的とした監査手法への見直しを行い、金融機関としての信頼性確保に努めます。

⑤ 人材育成

新人事制度による各職務ルート、等級に求められる能力を養成し、新しい事業推進体制、ビジネスモデルを担う人材を育成するため、本会主催、外部団体主催の集合研修への参加、通信研修の受講等研修制度の充実に努めます。

《4つの理念》

JFマリンバンクなぎさは、
笑顔と真心の窓口にします

JFマリンバンクなぎさは、
‘浜’のニーズに応えます

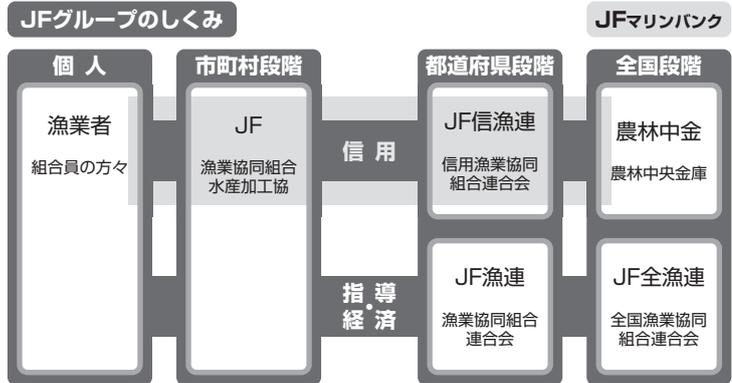
JFマリンバンクなぎさは、
「協同」と「協働」を掲げます

JFマリンバンクなぎさは、
安心と有利を提供します

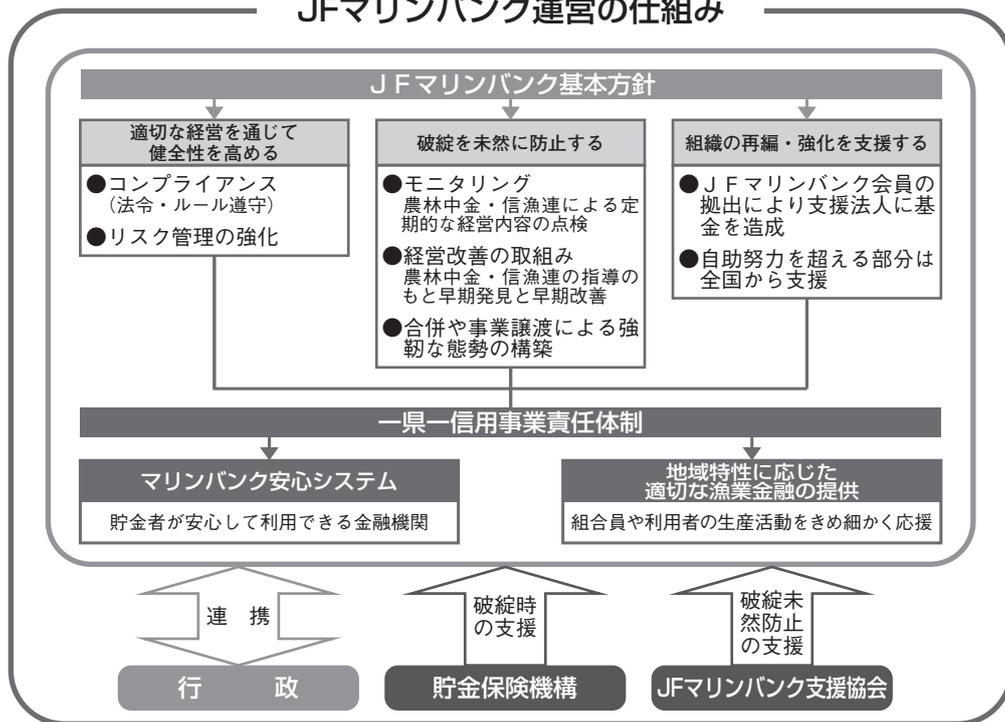
○ JFマリンバンク

JFマリンバンクは、貯金や貸出などを行う全国の漁協・水産加工協・信漁連・農林中央金庫および全漁連で構成するグループの総称です。

地域の漁業に密着した事業展開を全国的に行う、漁業地域のメインバンクです。



JFマリンバンク運営の仕組み



○ マリンバンク安心システム

利用者みなさまの安心のため、平成15年1月に施行された再編強化法（特定農水産業協同組合による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき定めた「JFマリンバンク基本方針」を遵守し、健全で効率的な業務運営を目指し、「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」の強化に努めております。

パワーアップしたセーフティネットが
みなさまの貯金を守ります。

貯金保険制度

貯金者を保護するための国の公的な制度

漁協、信漁連、農林中金などが加入する『貯金者保険制度』。加入者が納める保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。



マリンバンク安心システム

JFマリンバンクが再編強化法に基づき構築している貯金者のためのセーフティネットです。

■ リスク管理体制

金融環境の複雑化に伴い、金融機関の抱えるリスクは一段と多様化・複雑化しており、リスク管理は経営の健全性確保と収益性・効率性の向上を図るうえで重要なものとなっております。

当連合会では、「JF マリンバンク基本方針」に基づいて、内部管理体制・リスク管理体制の整備と強化を図り、経営の健全性確保に取り組んでおります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化等により、貸出金等の元本や利息の回収が困難となり、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、各業務規程に基づき日常の事務遂行を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努めるために、貸出審査にあたっては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要綱」等に基づき適正に資産査定を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場などの様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクです。

当連合会においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会および、「余裕金運用等にかかるリスク管理手続き」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等を協議しています。

流動性リスク管理

予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保が出来なくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである流動性リスクについては、「資金繰り対応要領」に基づく資金繰り管理の徹底に努めています。

なお、流動性リスクのうち、不祥事・風評被害等による貯金流出時の資金繰りリスクについては、「不祥事・風評被害等発生時の対応要領」に基づきリスク管理対応の徹底を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

① 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、金融機関自身が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、日常の事務リスクの改善・向上を図ることを目的として内部監査の充実・強化に努めるほか、事務処理ミス等の早期発見及び事故防止等を目的として、支店長等部門管理者が自らの事務処理点検を行う自店検査を実施しています。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回1週間以上連続して職員が職場離脱を実施するとともに、長期間（5年程度を目途とする）にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう人事異動（ローテーション）も行っています。

② システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤動作等システムの不備等に伴う情報流出により金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、システムの集中センターである株式会社全国漁協オンラインセンターと連携の上、コンピュータ・システムの安定稼動のため安全且つ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等のシステム対応については、「シナリオ分析による対応要領」に基づく対応徹底を図っています。

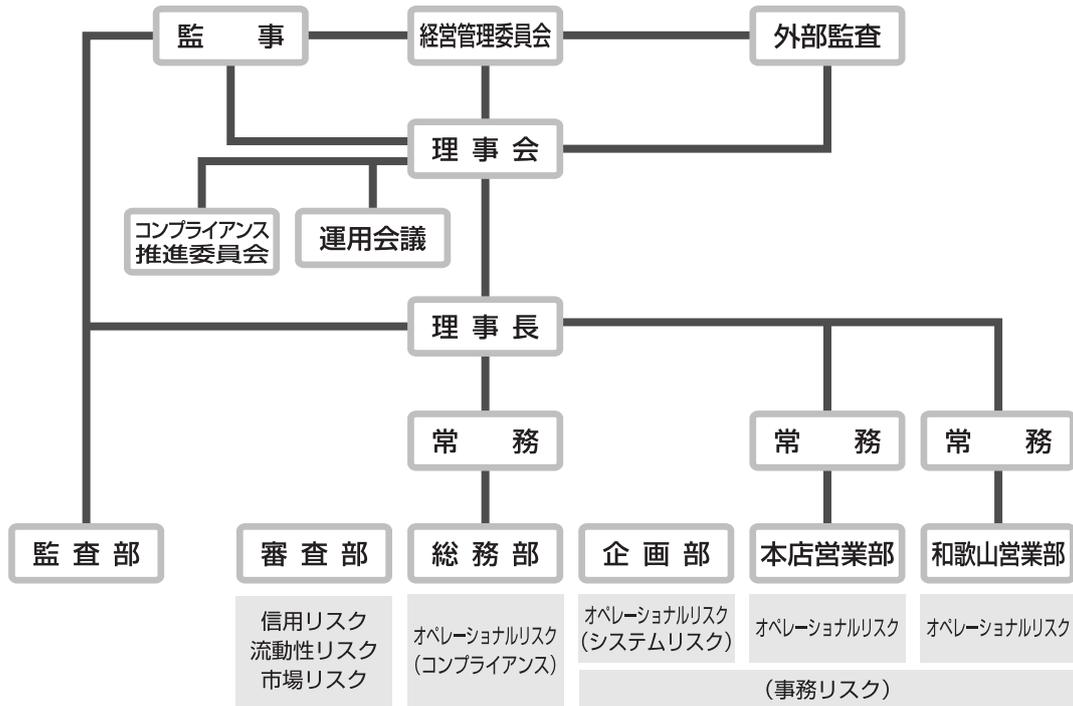
また、情報資産の安全管理については、「情報安全管理基本規程」等に基づいて対応を行っています。

危機管理への対応について

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏無く顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画等を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っています。

また、防犯対策として、警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗、泥棒、車輛の強奪等）の際の対応等については、「防犯対策要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災、震災等の災害時の対応等については「災害対応要領」に基づく対応態勢の整備を図っています。

《 リスク管理の組織体制 》



各営業部は管轄内の支店・営業店への事務指導を担う

マリンメモ

JF綱領（～わたしたちJFのめざすもの～）

- 一．海の恵みを楽しむすべての人々とともに、海を守り育み、次代へ引き継ごう。
- 一．食料供給の担い手として、安全・安心・新鮮な水産物を提供しよう。
- 一．都市・農山村の人々と交流を深め、活気ある漁村をつくろう。
- 一．JFの利用・参加によって、協同の成果を高めよう。
- 一．自主・自立、民主的運営を基本に、JFを健全に経営しよう。
- 一．協同の理念を学び、実践を通じて生きがいを追求しよう。

JFグループについて

JFグループとは、日本の漁業協同組合のことです。漁協系統は、21世紀にふさわしい組織として新しいイメージを内外にアピールするため、統一呼称「JF（ジェイエフ）」とシンボルマークを決めました。

「JF」は、日本の漁業協同組合（Japan Fisheries Co-operatives）の頭文字からとり、JAのAgriculture＝農業に对照してFisheries＝水産業とすることで、日本の2大食料供給組織としての社会的認知を促進いたします。JFグループは、海の恵みを楽しむ全ての人々とともに、水産価値を育成し、日本の漁業者と消費者の暮らしに貢献する、全国ネットワークづくりをめざします。新呼称「JF」とシンボルマークを協同運動の旗印とし、消費者が強い関心を示している国産水産物の鮮度・安全性・品質を象徴するものとして、シンボルマークを広く普及するための運動を展開しています。



■ コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

コンプライアンスとは、「法令やルールを厳格に遵守すること、社会的規範を全うすること」をいい、個人・団体・企業を問わず、日常の活動を行っていきにあたり、定められた法令やルールなどを遵守しつつ、活動することが求められています。

協同組合原則を基本理念とする当連合会においても、順法精神に則って運営されることが求められます。特に、公共性が強く求められる信用事業においては、これまで以上に自己責任経営を徹底し、役職員が一体となって、経営の健全性並びに利用者からの信頼性の確立に取り組むことを会員等利用者・地域社会に明らかにするため、「コンプライアンス(法令等遵守)態勢」を確立することとし、組織倫理の確立を目指すため適切な人事ローテーション、1週間以上の職場離脱、コンプライアンス研修の実施等コンプライアンス・プログラムの実践に努め会員等利用者のみならずの信頼に充分にお応えしていく所存でございます。

そのため、以下の項目を基本方針とした「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、態勢を支える組織、機構、担当者等の役割や連絡、報告のルール等について体系化、明確化するために「コンプライアンス推進委員会」を設置して取り組んでおります。

① 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

② 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款及び規程などを始めとする、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実、かつ、公正な事業運営を遂行する。

③ 質の高い金融サービスの提供

漁業生産並びに組合員などの生活を支える創意と工夫を生かした質の高い金融サービスの提供を通じて、地域経済・社会の発展に貢献する。

④ 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

⑤ 会員・組合員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的、かつ、公正な開示、あるいは、漁業の特性を活かした信用事業を通じて、会員等利用者のもとより、広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

■ 金融ADR制度への対応

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、①利用者サポート等管理責任者の設置 ②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します)。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

マリン
メモ

JF

シンボルマークについて

JFマークは、漁業協同組合を中心とした漁協系統(JFグループ)が消費者のみならずから愛され、信頼される組織になりたいという私たちの希望と、安全・安心・新鮮な日本の水産物を消費者のみならずにお届けするという強い意志を込めて制定されました。

このマークは、「波」と「柱」で形成されており、「波」は、「21世紀の新しい改革と組織の活力」をあらわし、「JとFの2本の太い「柱」は、日本の食料供給の担い手であるJFグループの安定と結束、そして生産者である私たちと消費者のみならずとの共生をあらわしています。

■ 漁業者等の経営の改善のための取組みの状況 ……………

当連合会は、漁業者等の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「本会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当連合会は、会員の組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うとともに、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧の説明するよう努めます。

2. 当連合会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつ、きめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みに対し、ご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対し金融円滑化及び「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を周知徹底することにより、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当連合会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
4. 当連合会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

5. 金融円滑化管理に関する体制について

当連合会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 当連合会は統合本部担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本店及び支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
6. 当連合会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。
 7. 当連合会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢を整備いたしました。今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■ 地域の活性化のための取組みの状況 ……………

当連合会は、会員が協同して信用事業を行い、所属員の漁業の生産能率の向上などその事業の振興をはかり、もって所属員の経済的、社会的地位を高めることを目的に設立されています。また、漁協信用事業につきましては、相互扶助の理念のもとに、組合員が必要とする資金を融資し合うことを目的として事業を展開しながら、漁村地域の中核的金融機関としての使命と役割を担っております。

これらの目的遂行のため、組合員自らが構成・運営する協同組合組織の特性・専門性を十分に発揮する事業運営を行っております。

貯金の大部分は水揚代金に依存しておりますが、融資面においては、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローンを中心に積極的に対応し、組合員の営漁・生活の向上と地域漁業の発展に寄与してきました。

併せて、漁村における職能的地域金融機関として地域経済にも貢献しております。

当連合会は、女性部員と漁協女性部との連携を図り、明日の魅力ある漁業と明るく豊かな漁村づくりをすすめるため魚食普及、環境保全活動、貯蓄推進等に取り組んでまいりました。地域の男性・女性・小さな子供を対象に「おさかな料理教室」を開き、浜で水揚げされた魚の食べ方、捌き方を紹介しました。

また、“豊かな森が豊かな海を育てる”をキャッチフレーズに、県下各地の漁協青壮年部・女性部員と一緒に山間部での植樹を行っています。

平成19年からは、森の生育環境のため“植樹”から“育樹”のための間伐へ活動内容を切り替えました。

JF マリンバンク なぎさの 事業についてご案内します

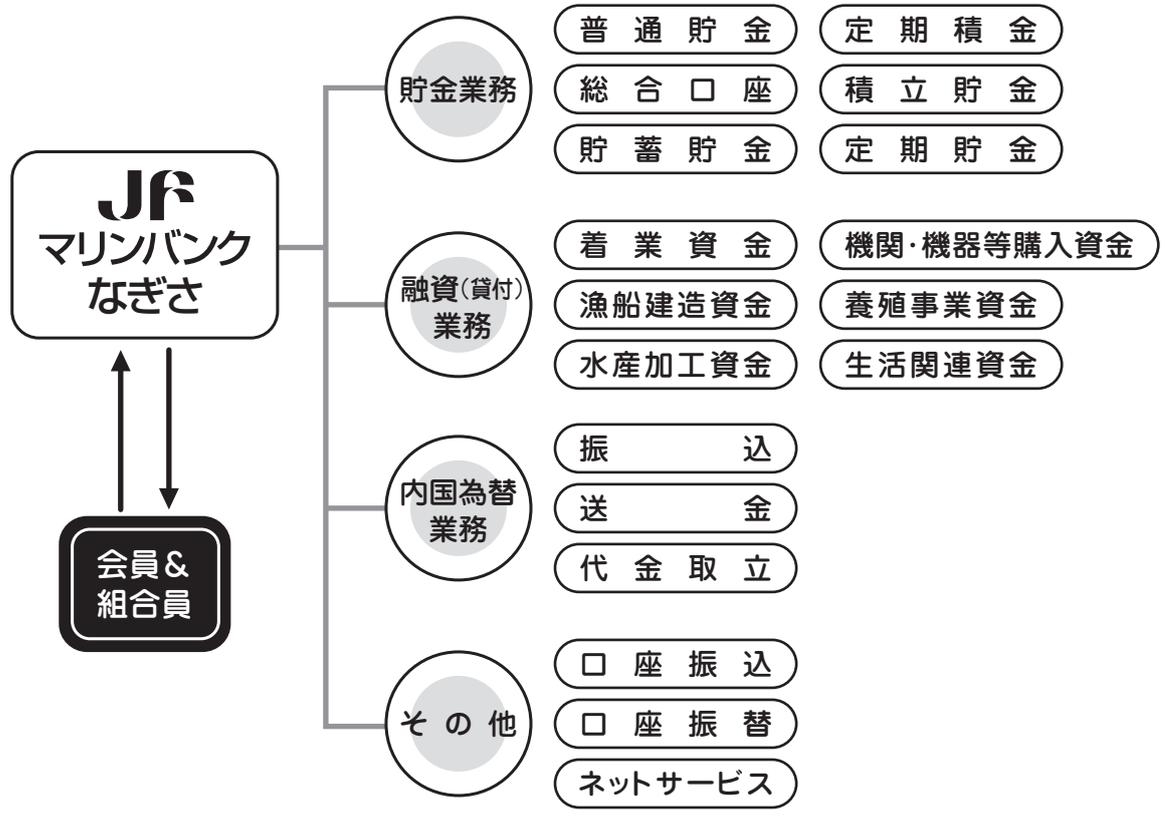
事業概要

JF なぎさ信漁連は、毎日の暮らしに役立つ、会員・組合員と漁村地域の金融機関「マリンバンク」です。JFグループの一員としてその機能を発揮するものです。

取扱い業務は貯金、融資（貸付）、為替など会員（両県下の漁業協同組合等）及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。

例えば、会員（組合員等）からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員・組合員等に融資したり、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っております。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預入するなどの運用を行います。

「JF マリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。



勧誘方針

- 当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、会員・組合員等利用者の皆さまの立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。
1. 会員・組合員等利用者の皆さまの商品利用目的、知識、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
 2. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、会員・組合員等利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
 4. お約束のある場合を除き、会員・組合員等利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
 5. 会員・組合員等利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

■ 貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみならずから貯金をお預かりしております。

種 別	特 色	期 間	最低預入額
当 座 性	普通貯金	定めなし	1円
	総合口座		
	決済用貯金		
	貯蓄貯金		
	納税準備貯金		
	当座貯金		
	通知貯金		
定 期 性	期日指定定期	最長3年	1円 1000万円
	スーパー定期	1ヵ月以上 5年以内	
	大口定期		
定期積金	一定の掛金を決めて積立てる〈定額型〉と、満期日のお受取金額を設定して一定の掛金を積立てる〈目標型〉があります。	6ヵ月以上 7年以内	100円
漁協積立貯金	水揚精算代金からの定率による自動振替及び任意の窓口入金ができる〈水揚天引型〉と一定額及び任意の窓口入金ができる〈定額積立型〉があります。無理なく安全・有利な積立貯金です。	1年の 自動継続	1円

■ 為替業務

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみならずが「お金を送金したり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も少なく大変便利です。

種 類	内 容
送 金	受取人が金融機関に預貯金口座を持っていない場合に利用する方法で、送金小切手を使用いたします。
振 込	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
代金取立	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法です。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

為替手数料

(平成31年3月31日現在)

種 類	種 類	本会本・支店宛	他金融機関宛
送金手数料	1件につき	432円	864円
	3万円未満 1件につき	216円	540円
振込手数料	3万円以上 1件につき	432円	756円
	3万円未満 1件につき	0円	216円
振込手数料 (ATM)	3万円以上 1件につき	0円	432円
	3万円未満 1件につき	0円	216円
振込手数料 (インターネットバンキング)	3万円未満 1件につき	0円	432円
	3万円以上 1件につき	0円	432円
代金取立手数料	1通につき	至急扱い	864円
		普通扱い	648円

その他手数料

(平成31年3月31日現在)

送金、振込の組戻料	1件につき	648円
不渡手形返却料	1通につき	648円
取立手形組戻料	1通につき	648円
再発行手数料 (通帳・MSキャッシュカード) (ICキャッシュカード)	1枚につき	1,080円
残高証明書発行手数料	1通につき	(定期発行) 324円
		(随時発行) 540円
支払利息証明書発行手数料	1通につき	(定期発行) 324円
		(随時発行) 540円
各種証明書発行手数料	1通につき	324円
インターネットバンキング利用料	1口座につき	0円
本会保有個人データ開示手数料	1件につき	540円
両替手数料	1～100枚	無 料
	101枚～1000枚	324円
	1001枚～	648円

(注)手数料には消費税(8%)が含まれております。

■ 融資(貸付)業務

融資につきましても、会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民のみなさまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、水産関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、日本政策金融公庫資金の代理業務も行っています。

(平成31年3月31日現在)

種 類	内 容		貸出限度	償還期限		
事業資金	設備資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な設備の取得資金 (漁船建造、機器の取得、漁具倉庫の建設等)	事業費の範囲内	20年以内		
	経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な中長期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)	事業費の範囲内	10年以内		
	水産業経営資金	漁業者及び加工業者の水産業経営に必要な短期の運転資金 (漁業用資材・燃油等の購入費用、漁船の検査費用等)	担保等による	1年以内		
	制 度	漁業近代化資金	漁船建造	20トン未満	9000万円	20年以内
				20トン以上	36000万円	
			機関・機器等の購入	個人	9000万円	10年以内
		法人	36000万円			
	資 金	豊かな海づくり資金 (旧 漁業振興資金)	水産加工資金		9000万円	15年以内
			漁船の維持修繕費、養殖種苗・加工原材料購入費及び資源管理並びに担い手支援等に必要 な短期の運転資金	個人	1000万円	1年以内
				法人	2000万円	
漁業体験施設の整備に必要な資金			個人	1000万円	5年以内	
			法人	2000万円		
天災、油濁事故等により被害を受けた漁業者 が漁業経営に必要な資金	個人	500万円	1年以内			
	法人	1000万円				
	燃油供給安定化に必要な資金	県漁連	40000万円	1年以内		
生活資金	住宅ローン	住宅の新築、購入、増改築、土地購入等に必要な資金	5000万円	35年以内		
	生活ローン	自動車等生活用品購入、学校入学金・結婚費等の生活資金	500万円	7年以内		
	共済ローン	「チョコー」または「くらし」の全期前納資金	掛金の範囲内	10年以内		
	カードローン	原則自由(事業性資金を除く)	100万円	3年以内		

注) 融資金利等詳細につきましては、お近くのJFなぎさ信漁連の窓口にお問い合わせ願います。
ご利用に際しては、貸出条件・ご利用限度額・ご返済方法等十分ご確認の上、無理のない借入計画をおすすめいたします。

■ その他のサービス

種 類	内 容
自動引落しサービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金についてご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与についてご指定の貯金口座に自動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等についてご指定の金額をご指定の貯金口座から自動的にお振込いたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等市町税等の公金収納を取扱っております。
キャッシュカード 	当連合会発行のキャッシュカードを利用して全国の漁協・信漁連・農林中金のATM・CDはもちろん、Mics加盟の銀行・信用金庫・信用組合・ゆうちょ銀行等のATM・CD(左のマークのあるATM等)からのご出金・残高照会サービスもご利用いただけます。 また、J-Debitマークのある加盟店でのお買い物にもご利用いただけます。
マリン クレジット カード 	ショッピング、レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもとより海外でもご利用いただけます。 全国の漁協・信漁連・農林中央金庫のATMでキャッシングサービスがご利用いただけます。 また、車やバイクのトラブルに24時間365日対応する「ロードサービス」も取扱いいたしております。
インターネット バンキング	窓口やATMに行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可能なパソコン・携帯電話から平日・休日を問わず、残高照会やお振込サービスを24時間お気軽にいつでもご利用いただけます。

マリンメモ

ATMご利用手数料の無料化

- JFマリンバンク内のATMでご入金、ご出金する際のご利用手数料が無料ですすべての時間帯ご利用いただけます。
- 当連合会のキャッシュカードのご利用によるATMご利用手数料は次のとおりです。(平成31年3月31日現在)

	平 日			土 曜 日			日祝祭日
	8:00~8:45	8:45~18:00	18:00~21:00	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~21:00	8:00~21:00
なぎさ信漁連ATM 他都道府県信漁連・漁協ATM				無 料			
J AバンクATM				無 料			
ゆうちょ銀行ATM	108円	無料	108円	108円	108円	108円	108円
セブン銀行ATM (セブンイレブンATM)	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
ローソンATM	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
E-net ATM (ファミリーマート他)	108円	無料	108円	108円	無料	108円	108円
他行ATM	216円	108円	216円	216円	108円	216円	216円

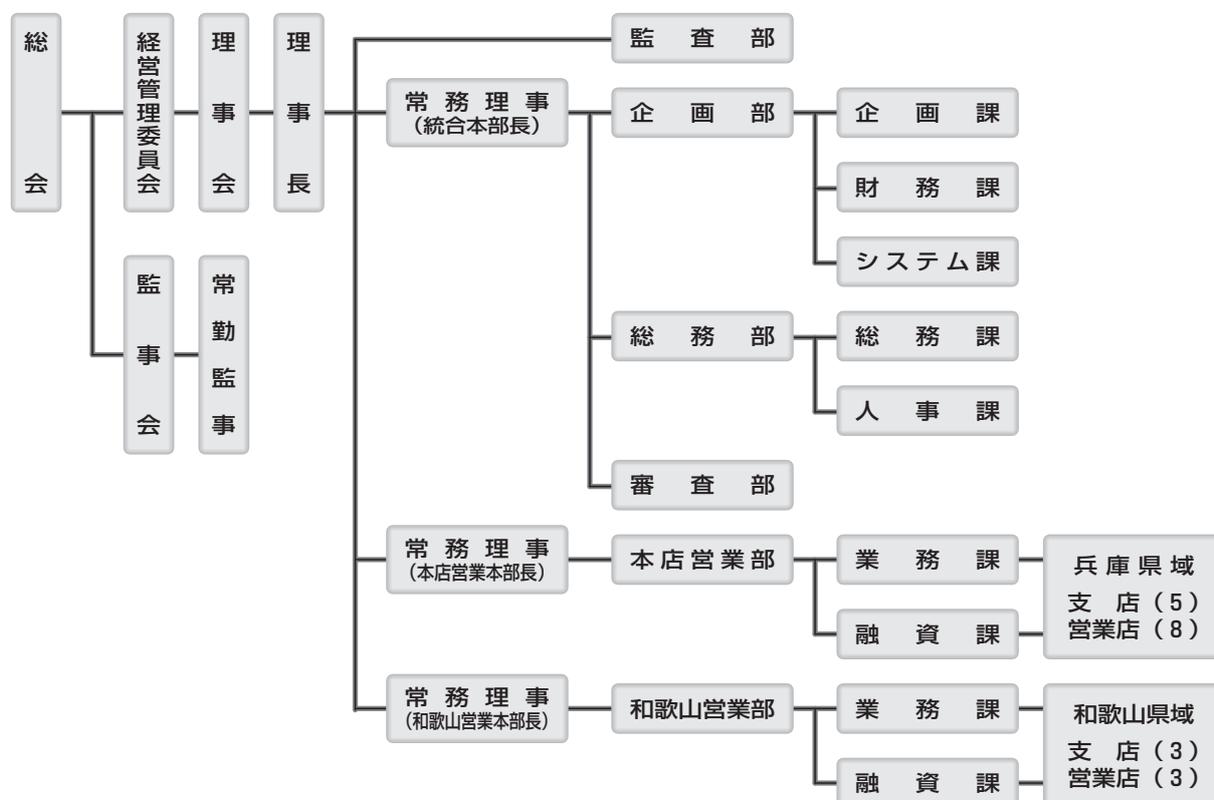
※ J Aバンク・他行ATMでの入金はお取扱いできません。
※ 総合口座で貸越となっている口座、またはお取引により、貸越となる口座については、他行ATMでの時間帯の取扱いが出来ない場合があります。

JF マリンバンクなぎさの 組織概要についてご紹介します

■ 組織構成

平成31年3月末現在

構成	正会員 74 (沿海漁協 57、内水面漁協 9、漁連 4、漁業生産組合 3、業種別漁協 1) 准会員 6 (水産加工協 4、漁業共済組合 2) ※前年度 正会員74、准会員6
役員	26名 (経営管理委員会 18名、理事 4名、監事 4名)
職員	98名 (男性 56名、女性 42名)
店舗	本店、直営支店 7、統合支店 2、直営営業店 9、委託営業店 2 ① 本店(明石市) ② 直営支店=淡路島(淡路市)、明石(明石市)、但馬(香美町) 和歌山(和歌山市)、有田(有田市)、御坊(御坊市)、串本(串本町) ③ 統合支店=神戸(神戸市)、坊勢(姫路市) ④ 直営営業店=西浦・東淡(淡路市)、明石浦(明石市)、津居山(豊岡市)、柴山(香美町)、浜坂(新温泉町) 田辺(田辺市)、すさみ(すさみ町)、勝浦(那智勝浦町) ⑤ 委託営業店=家島(姫路市)、沼島(南あわじ市)



役員

平成31年3月末現在

役職名	常勤・非常勤の別	氏名	備考
経営管理委員会 会長	非常勤	中川 照 央	
経営管理委員会 副会長	非常勤	榎本 秀 春	
経営管理委員会 委員	非常勤	福田 一 義	
経営管理委員会 委員	非常勤	田沼 政 男	
経営管理委員会 委員	非常勤	東根 壽	
経営管理委員会 委員	非常勤	前田 若 男	
経営管理委員会 委員	非常勤	村瀬 晴 好	
経営管理委員会 委員	非常勤	川越 一 男	
経営管理委員会 委員	非常勤	大河 優	
経営管理委員会 委員	非常勤	岡田 武 夫	
経営管理委員会 委員	非常勤	濱田 光 男	
経営管理委員会 委員	非常勤	狗巻 吉 明	
経営管理委員会 委員	非常勤	中村 和 孝	
経営管理委員会 委員	非常勤	初井 富 男	
経営管理委員会 委員	非常勤	吉田 俊 久	
経営管理委員会 委員	非常勤	片谷 匡	
経営管理委員会 委員	非常勤	海野 義 尊	
経営管理委員会 委員	非常勤	前部屋 泰 嗣	員外委員
代表理事 理事長	常勤	黒田 俊 文	
常務理事（統合本部長）	常勤	中田 博 也	
常務理事（本店営業本部長）	常勤	里 昭 彦	
常務理事（和歌山営業本部長）	常勤	濱村 規 弘	
代表監事	非常勤	橋本 幹 也	
監 事	非常勤	杉谷 富 弘	
常勤監事	常勤	磯田 和 昭	
監 事	非常勤	宇都 靖 夫	員外監事

役員の就任状況

平成31年3月末現在

区 分	前年度末現在	本年度就任	本年度退任	本年度末現在	役員の定数
理 事	18	0	0	18	18
理 事	常 勤	4	0	4	4
	非常勤	0	0	0	0
監 事	常 勤	1	0	1	1
	非常勤	3	0	3	3
計	26	0	0	26	26

職員

平成31年3月末現在

区 分	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
参 事	1	1	1	0	0
男 性 職 員 (うち出向)	35 (0) (6)	36 (0) (8)	34 (0) (5)	56 (1) (5)	55 (1) (4)
女 性 職 員 (うち出向)	25 (0) (4)	25 (0) (3)	28 (0) (4)	40 (0) (4)	41 (0) (4)
嘱 託・常 用 人 (うち出向)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	2 (1) (0)	1 (1) (0)	2 (1) (0)
合 計 (うち出向)	63 (1) (10)	64 (1) (11)	65 (1) (9)	97 (2) (9)	98 (2) (8)

注) ()内上段は出向者数、()内下段は受入出向者数

沿革・歩み

年 月 日	主 要 事 項
平成28年 1月	統合信漁連設立準備室設置
4月	合併仮調印式
5月	合併リスク管理委員会 ～29年3月(9回開催)
6月	通常総会
	兵庫・和歌山両県において、合併について承認
10月	臨時総会
	両県において、平成29年4月1日付合併に係る合併契約書および覚書の締結についての承認
29年 4月	合併総会開催
	なぎさ信用漁業協同組合連合会誕生
31年 3月	ジャックス仮審査WEB受付システム取扱開始



- 系統組織 下図のとおり、私たちの協同組織は、市町村段階・県段階・全国段階の組織体がそれぞれの事業を担当しています。この市町村段階から全国段階までの協同組織を「系統組織」と呼び、当連合会はこの系統組織のなかで信用事業を扱う県段階の組織体の役割を担っております。



- 農林中央金庫 市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会等を出資団体とする協同組織の全国金融機関です。農林中央金庫の格付はA1 (moody's) で、邦銀の中では上位を取得しております。

■ トピックス

JFマリンバンク全国大会

JF全漁連、農林中央金庫主催の「第16回JFマリンバンク全国大会」が7月17日、ザ・プリンスパークタワー東京で開催されました。事例発表大会や、さかなクンによるトークショーも行われました。

兵庫県からはJF福良 前田若男組合長、和歌山県からはJF紀州日高 松村徳夫組合長、和歌浦漁協女性部 藪江津子部長が出席し、感謝状を授与されました。



キャンペーンの実施

定期貯金キャンペーンにつきましては、個人貯金残高の増強を目指し、渉外推進活動を軸にサマーキャンペーン、ウインターキャンペーンと2回の特別推進運動を展開し、役職員一丸となって取り組みました。

また、年金定期の取り扱い・マイカーローンキャンペーンを実施いたしました。

今後とも、社会貢献ができる商品の開発を計画いたします。



JF マリンバンク なぎさの 平成30年度各事業の業績についてご報告します

事業の状況

平成30年度の日本経済は、アベノミクスの取り組みの下、前年に続いて収入の増加から支出の増加への前向きの循環メカニズムが働くもとで、景気は緩やかに拡大し、海外経済についても、総じてみれば緩やかな成長が続いています。

金融政策面において日銀は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、平成28年9月に導入された「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続し、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する方針とし、政策金利については、本年10月に予定されている消費税率引き上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、現在のさきわめて低い長短金利の水準を維持することを想定しており、超低金利政策の長期化により金融機関の収益悪化は避けられない状況となっています。

JFグループにおいては、昨年12月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、70年ぶりに漁業法の抜本改革が実施されることとなり、水産改革に合わせた漁協制度の見直しのため水協法改正も行われ、日本の水産業が、適切な資源管理と水産業の成長産業化の実現に向けた大きな転機を迎える年となりました。

我々の最大の関心事である漁業権制度については今後も維持することが明確にされ、漁業権を適切かつ有効に活用しているJFに対して優先して免許されること等が定められましたが、信漁連等に対しては、金融情勢が厳しさを増す中、信用事業の健全性を確保するため他金融機関ではすでに導入されている公認会計士監査が義務付けられることとなり、適切に移行をしていくことが求められています。

JFマリンバンクシステム運営につきましては、漁業金融機能強化、新たな事業運営体制整備・強化、経営の健全性強化を3つの柱として取り組み、災害・緊急資金全国要綱の制定、県域・全国による「一体的な事業運営」を明確にするためJFマリンバンク基本方針の見直しを実施され、全国を3ブロックに分けて設置した広域研究会を通じ、組織改革に向けた新たなビジネスモデルの検討協議も行なわれました。

このような情勢の中、合併第2年度である本会は中期経営計画の目標に掲げた「作り上げたなぎさ信漁連のスタンダードをくまなく浸透していく期間」として、組織風土の確立と組織基盤強化への取り組みの2点を経営の基本目標に置き、愛される浜の金融機関を目指すことの役職員の意識浸透、事務手続きの整備と統一、新たに導入した新人事制度の定着化を図り組織風土を確立するとともに、さらに組織基盤を強化するため、広域信漁連構想への積極的参加、収支構造の改善、出向く体制と純増ベースの目標管理を軸とする新事業推進体制の確立、内部管理態勢の強化、人材育成等各種施策に、役職員一体となって全力で取り組んでまいりました。

また、収支構造改善・人事・融資推進の3つのプロジェクトチームでの検討を中心に、それぞれのプロジェクトチームから抽出された課題の中で、今後の本会運営の核となる事項について深く掘り下げるため、新たなビジネスモデルを検討するためのプロジェクトチームも設置し、本会の将来像について本格的な協議を行いました。

本会経営の基盤となる浜の漁業情勢は、漁船漁業においては相次いで襲来した台風の影響もあり、総じて振るわない状況ではありましたが、兵庫県域但馬海区の沖合底引き、内海地区の海苔養殖、和歌山県勝浦魚市場での水揚げが比較的良好であったこと等のプラス要因もあり、当初事業計画を上回る実績を確保して、終了することができました。

また、財務健全性については、資金量の増加等により、自己資本比率が1.09ポイント低下して9.02%となりました。

貯金業務につきましては、「愛される浜の金融機関」として、浜の暮らしを守る信頼の金融を実現するため、合併初年度より導入した「出向く体制の構築」に基づく「純増ベースの目標管理の徹底」をメインとした事業推進体制の充実を図ることで、期末貯金残高目標127,587百万円を設定して事業を進めてまいりました結果、当期末残高は前年度対比12,095百万円増加の140,412百万円となりました。

貸出業務につきましては、系統金融の理念のもと組合員から集めた資金を漁業経営等に必要とする資金として貸し出すという相互扶助の精神に基づき、適切かつ迅速な対応を行動指針とし、期末残高目標24,170百万円を設定し融資拡大を推進してまいりました。

国の施策による「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（リース事業）」、「競争力強化型機器等導入緊急対策事業」等を活用した資金需要が年間を通じ旺盛であったことや、渉外推進活動に基づくローン推進体制等に努めた結果、金融機関貸付の繰上償還という特殊要因を除けば目標を上回る実績となり、期末残高は前年度対比849百万円増加の23,927百万円となりました。

融資についての考え方

組合員が自ら集めた資金を組合員が必要とする資金として貸し出すという相互扶助の精神に基づく系統金融の理念のもと、適切かつ迅速に対応してまいります。

また、地域の金融円滑化を本会の社会的使命と認識し、その取組態勢を整備・確立し、取り組んでまいります。

- ① 組合員の設備投資における制度資金（近代化資金等）の有効な活用や、適切な範囲内の運転資金の融資等、健全性を確保しつつ推進します。

また、後継者育成等への取組みに対して、積極的に融資を行い、天災・人災時等における緊急時には、対策資金の適切かつ迅速な対応を図ります。

- ② 顧客のローンニーズの実態を把握し、商品設計の見直し・推進体制の整備に取り組むこととし、住宅ローンについては、本年度も貸出伸張のメインとし、推進いたします。
- ③ 18年度に設置した、漁家経営指導員制度を活用し、経営改善が必要となった組合員に対して、改善計画の策定等を通じ、漁家経営の継続支援にかかる経営指導を行ってまいります。
- ④ 地域密着型金融機関として地域の産業発展に貢献するため、地方公共団体への貸付を積極的に推進します。

資料編

■ 貸借対照表	20
■ 損益計算書	21
■ キャッシュ・フロー計算書	27
■ 剰余金処分計算書	28
■ 貯金業務	28
■ 融資業務	29
■ 為替業務	30
■ 有価証券	31
■ 経営諸指標	32
■ 自己資本の充実の状況	34
■ リスク管理債権等	42

※ 記載数値は原則単位未満を四捨五入しておりますが、合計数値が内訳数値の合計値と一致しない場合があります。

確認書

1. 私は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和元年6月28日

なぎさ信用漁業協同組合連合会
代表理事 黒田 俊文

貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部			負債及び純資産の部		
科 目	29年度末	30年度末	科 目	29年度末	30年度末
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,500	1,425	貯金	128,318	140,412
預け金	101,308	113,351	当座貯金	187	233
系統預け金	98,013	110,477	普通貯金	42,224	41,609
系統外預け金	3,295	2,874	貯蓄貯金	16	16
有価証券	3,555	4,328	納税準備貯金	500	492
国債	401	—	通知貯金	5	—
地方債	1,633	1,513	別段貯金	319	279
社債	1,121	1,310	定期貯金	83,478	96,060
外国証券	400	1,505	積立定期貯金	665	593
貸出金	23,079	23,927	定期積金	924	1,130
手形貸付金	1,519	1,684	借入金	1,100	3,000
証書貸付金	18,689	19,468	その他負債	343	358
当座貸越	1,229	1,303	貸付留保金	30	55
金融機関貸付	1,642	1,472	未払法人税等	7	8
その他資産	218	217	従業員預り金	129	127
未決済為替貸	2	4	未決済為替借	33	37
未収収益	146	148	未払費用	72	73
その他の資産	70	65	前受収益	6	8
固定資産	272	238	リース債務	39	24
有形固定資産	234	215	その他の負債	27	26
無形固定資産	0	0	諸引当金	406	417
リース資産	38	23	賞与引当金	35	36
外部出資	4,541	5,015	退職給付引当金	367	377
長期前払費用	37	34	睡眠貯金払戻引当金	4	4
繰延税金資産	—	16	繰延税金負債	0	—
債務保証見返	23	19	債務保証	23	19
貸倒引当金	▲ 184	▲ 178	負債の部計	130,190	144,206
			会員資本	4,117	4,168
			出資金	2,768	2,772
			利益剰余金	1,349	1,396
			利益準備金	487	505
			その他利益剰余金	862	891
			任意積立金	779	824
			当期末処分剰余金	83	67
			(うち当期利益金)	35	64
			評価・換算差額等	42	18
			総資産の部計	4,159	4,186
資産の部計	134,349	148,392	負債及び純資産の部計	134,349	148,392

損益計算書

(単位：百万円)

費用の部	29年度	30年度	収益の部	29年度	30年度
経常費用	1,162	1,175	経常収益	1,208	1,243
資金調達費用	102	121	資金運用収益	1,052	1,097
貯金利息	93	111	貸出金利息	459	443
借入金利息	0	0	預け金利息	20	17
支払雑利息	9	10	有価証券利息配当金	44	49
役務取引等費用	27	25	受入雑利息	0	0
内国為替支払手数料	5	5	受取奨励金	473	529
その他支払手数料	15	13	受取特別配当金	56	59
その他の役務取引等費用	7	7	役務取引等収益	32	31
その他事業費用	56	51	内国為替受入手数料	20	20
融資保険料	39	35	その他受入手数料	11	10
支払助成金	4	4	その他の役務取引等収益	1	1
事業推進費	12	11	その他事業収益	98	89
債権管理費	1	1	受取出資配当金	81	81
事業管理費	976	965	受取助成金	1	—
その他経常費用	1	13	国債等債券売却益	16	8
貸倒引当金繰入	—	12	国債等債券償還益	0	0
その他の経常費用	1	1	その他経常収益	26	26
特別損失	0	1	賃貸料	1	1
法人税、住民税及び事業税	7	11	雑収入	15	19
法人税等調整額	4	▲ 7	繰入教育情報資金	2	6
当期剰余金	35	64	貸倒引当金戻入益	8	—
			特別利益	—	1
			その他の特別利益	—	1
合 計	1,208	1,244	合 計	1,208	1,244

注記表

項目	注記事項												
継続組合の前提に関する注記	該当ありません。												
重要な会計方針に係る事項に関する注記	<p>1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市場価格のあるその他有価証券については、時価法です。 2) 市場価格のないその他有価証券は、移動平均法による原価法です。 3) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 <p>2. 固定資産の減価償却の方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 有形固定資産（リース資産を除く） <ol style="list-style-type: none"> 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。 3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。 4) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。 5) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。 6) 耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 <p>3. 引当金の計上方法は次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要綱」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次の通り計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき算出した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較して、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。 すべての債権は、「資産自己査定実施要綱」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。 3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 4) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。 <p>4. リース取引の処理方法については次の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 2) なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 <p>5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。 （追加情報）「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しています。</p>												
会計方針の変更に関する注記	該当ありません。												
表示方法の変更に関する注記	該当ありません。												
会計上の見積りの変更に関する注記	該当ありません。												
誤謬の訂正に関する注記	該当ありません。												
貸借対照表に関する注記	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は618,091,153円、圧縮記帳累計額は18,990,000円（うち、当期圧縮額記帳額0円）です。</p> <p>2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、信用端末機及びATMの一部については、リース契約により使用しております。</p> <p>3. 担保に供している資産は、次の通りです。</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">担保に供している資産</td> <td style="padding-right: 20px;">系統外預け金</td> <td style="text-align: right;">110,100,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>差入保証金</td> <td style="text-align: right;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">担保資産に対応する債務</td> <td style="padding-right: 20px;">当座借越担保</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公金収納担保</td> <td style="text-align: right;">1,422,071円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替資金決済等の取引の担保として、系統預け金3,500,000,000円を差し入れております。</p>	担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円		差入保証金	1,000,000円	担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円		公金収納担保	1,422,071円
担保に供している資産	系統外預け金	110,100,000円											
	差入保証金	1,000,000円											
担保資産に対応する債務	当座借越担保	0円											
	公金収納担保	1,422,071円											

	<p>4. 理事及び監事に対する金銭債権の総額（貯金担保貸出を除く）は2,008,016,928円です。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>5. 理事及び監事に対する金銭債務の総額（貯金を除く）はありません。（理事及び監事が代表権を有する法人に対するものを含む。）</p> <p>6. リスク管理債権の内訳は以下の通りです。</p> <p>1) 貸出金のうち、破綻先債権額は20,184,999円、延滞債権額は434,261,206円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。</p> <p>2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は236,784,701円です。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は33,700,000円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は724,930,906円です。</p> <p>なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらに係る融資未実行残高は、5,142,032,158円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が5,142,032,158円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
損益計算書に関する注記	該当ありません。
金融商品に関する注記	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、兵庫県及び和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。</p> <p>当会は貯金、借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、70.9%は水産業等に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。</p> <p>借入金は日本銀行の金融政策に基づく日銀成長基盤強化支援資金です。</p> <p>3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当会は、個別の重要案件又は大口案件については経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。</p> <p>貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。</p> <p>不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。</p> <p>有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部財務課において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。</p> <p>とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催し、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。</p> <p>運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的リスク量の測定を行い、経営層に報告しております。</p>

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が31,118,361円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	1,424,687,890	1,424,687,890	—
(2) 預け金	113,350,856,823	113,351,030,244	173,421
(3) 有価証券	4,327,659,561	4,310,150,100	▲ 17,509,461
満期保有目的の債券	2,402,229,561	2,384,720,100	▲ 17,509,461
その他有価証券	1,925,430,000	1,925,430,000	—
(4) 貸出金	23,927,422,735	—	—
貸倒引当金（*）	▲ 177,917,519	—	—
	23,749,505,216	25,224,009,292	1,474,504,076
資産計	142,852,709,490	144,309,877,526	1,457,168,036
(1) 貯金	140,412,250,463	140,494,754,886	82,504,423
(2) 借入金	3,000,000,000	3,000,000,000	—
負債計	143,412,250,463	143,494,754,886	82,504,423

*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資 産

1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率であるLIBOR・円SWAPレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

2) 借入金

借入金は固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、2.の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資(*)	3,754,610,000
② 系統外出資(*)	1,260,840,000
合 計	5,015,450,000

(*)系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	112,650,856,823	—	—	—	—	700,000,000
有価証券	900,000,000	400,000,000	400,000,000	—	—	2,600,000,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	2,400,000,000
その他有価証券のうち満期があるもの	900,000,000	400,000,000	400,000,000	—	—	200,000,000
貸出金(*)	5,644,921,207	2,473,202,671	2,215,304,027	1,842,079,165	1,947,806,024	9,057,535,262
合 計	119,195,778,030	2,873,202,671	2,615,304,027	1,842,079,165	1,947,806,024	12,357,535,262

(*)貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の746,574,379円は含まれておりません。また金融機関貸付1,472,000,000円は5年超に含めております。

6. 貯金、借入金の決算日後の返済予定額 (単位：円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*)	131,730,408,151	4,175,799,344	3,327,004,885	342,791,075	818,313,908	17,933,100
借入金	—	—	900,000,000	2,100,000,000	—	—
合 計	131,730,408,151	4,175,799,344	4,227,004,885	2,442,791,075	818,313,908	17,933,100

(*)貯金のうち要求払貯金42,758,879,215円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地 方 債	200,000,000円	208,609,700円	8,609,700円
社 債	597,287,210円	606,840,000円	9,552,790円
外国証券	504,942,351円	512,890,000円	7,947,649円
小 計	1,302,229,561円	1,328,339,700円	26,110,139円

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	100,000,000円	99,720,000円	▲280,000円
外国証券	1,000,000,000円	956,660,400円	▲43,339,600円
小 計	1,100,000,000円	1,056,380,400円	▲43,619,600円
合 計	2,402,229,561円	2,384,720,100円	▲17,509,461円

2) その他有価証券で時価のあるもの

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
地 方 債	1,299,954,047円	1,313,180,000円	13,225,953円
社 債	599,993,312円	612,250,000円	12,256,688円
合 計	1,899,947,359円	1,925,430,000円	25,482,641円

なお、上記の評価差額から繰延税金負債7,109,655円を差し引いた額18,372,986円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

4) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りであります。

	売却額	売却益	売却損
	1,598,634,000円	8,028,860円	0円

退職給付に関する注記

1. 退職給付債務等の内容は以下の通りです。

1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成28年12月16日)に基づき、簡便法により行っております。

2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	367,003,404円
退職給付費用	27,136,900円
退職給付の支払額	▲ 16,679,346円
期末における退職給付引当金	377,460,958円

3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	377,460,958円
退職給付引当金	377,460,958円

4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	27,136,900円
----------------	-------------

	<p>2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,438,133円を含めて計上しております。</p> <p>なお、同組合より示された平成31年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は88,787,904円となっております。</p>																																																														
税効果会計に関する注記	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次の通りです。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">平成31年3月31日現在</td> </tr> <tr> <td colspan="2">＜繰延税金資産＞</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">26,256,665円</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失否認額</td> <td style="text-align: right;">10,657,342円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">10,052,164円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税・地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">305,533円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">105,311,607円</td> </tr> <tr> <td>退職準備積立金</td> <td style="text-align: right;">50,220円</td> </tr> <tr> <td>減価償却限度超過額</td> <td style="text-align: right;">14,010,368円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産償却超過額</td> <td style="text-align: right;">34,652円</td> </tr> <tr> <td>貸付金未収利息超過額</td> <td style="text-align: right;">1,078,422円</td> </tr> <tr> <td>睡眠貯金払戻引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">1,039,786円</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td style="text-align: right;">8,855,460円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">177,652,219円</td> </tr> <tr> <td>将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">▲154,608,226円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額小計</td> <td style="text-align: right;">▲154,608,226円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計（A）</td> <td style="text-align: right;">23,043,993円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">＜繰延税金負債＞</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">▲7,109,655円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計（B）</td> <td style="text-align: right;">▲7,109,655円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額（A）+（B）</td> <td style="text-align: right;">15,934,338円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下の通りです。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">平成31年3月31日現在</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">27.9%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（調整）</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金にされない項目</td> <td style="text-align: right;">5.2%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">▲16.4%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">9.8%</td> </tr> <tr> <td>教育情報資金</td> <td style="text-align: right;">▲2.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">▲17.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">▲0.6%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税率の負担率</td> <td style="text-align: right;">5.7%</td> </tr> </table>	平成31年3月31日現在		＜繰延税金資産＞		貸倒引当金超過額	26,256,665円	貸倒損失否認額	10,657,342円	賞与引当金超過額	10,052,164円	未払事業税・地方法人特別税	305,533円	退職給付引当金超過額	105,311,607円	退職準備積立金	50,220円	減価償却限度超過額	14,010,368円	無形固定資産償却超過額	34,652円	貸付金未収利息超過額	1,078,422円	睡眠貯金払戻引当金超過額	1,039,786円	減損損失額	8,855,460円	繰延税金資産小計	177,652,219円	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲154,608,226円	評価性引当額小計	▲154,608,226円	繰延税金資産合計（A）	23,043,993円	＜繰延税金負債＞		その他有価証券評価差額金	▲7,109,655円	繰延税金負債合計（B）	▲7,109,655円	繰延税金資産の純額（A）+（B）	15,934,338円	平成31年3月31日現在		法定実効税率	27.9%	（調整）		交際費等永久に損金にされない項目	5.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲16.4%	住民税均等割等	9.8%	教育情報資金	▲2.4%	評価性引当額の増減	▲17.8%	その他	▲0.6%	税効果会計適用後の法人税率の負担率	5.7%
平成31年3月31日現在																																																															
＜繰延税金資産＞																																																															
貸倒引当金超過額	26,256,665円																																																														
貸倒損失否認額	10,657,342円																																																														
賞与引当金超過額	10,052,164円																																																														
未払事業税・地方法人特別税	305,533円																																																														
退職給付引当金超過額	105,311,607円																																																														
退職準備積立金	50,220円																																																														
減価償却限度超過額	14,010,368円																																																														
無形固定資産償却超過額	34,652円																																																														
貸付金未収利息超過額	1,078,422円																																																														
睡眠貯金払戻引当金超過額	1,039,786円																																																														
減損損失額	8,855,460円																																																														
繰延税金資産小計	177,652,219円																																																														
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	▲154,608,226円																																																														
評価性引当額小計	▲154,608,226円																																																														
繰延税金資産合計（A）	23,043,993円																																																														
＜繰延税金負債＞																																																															
その他有価証券評価差額金	▲7,109,655円																																																														
繰延税金負債合計（B）	▲7,109,655円																																																														
繰延税金資産の純額（A）+（B）	15,934,338円																																																														
平成31年3月31日現在																																																															
法定実効税率	27.9%																																																														
（調整）																																																															
交際費等永久に損金にされない項目	5.2%																																																														
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲16.4%																																																														
住民税均等割等	9.8%																																																														
教育情報資金	▲2.4%																																																														
評価性引当額の増減	▲17.8%																																																														
その他	▲0.6%																																																														
税効果会計適用後の法人税率の負担率	5.7%																																																														
賃貸等不動産に関する注記	該当ありません。																																																														
リースにより使用する固定資産に関する注記	<p>1. リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始後のリース取引以下のものについては、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。（リース資産の内容）</p> <p>信用事業における機械装置及び器具備品です。</p>																																																														
資産除去債務に関する注記	該当する重要な事項はありません。																																																														
重要な後発事象に関する注記	該当ありません。																																																														
その他の注記	該当ありません。																																																														

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	29年度	30年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	5,954	▲ 4,653
税引前当期利益	46	68
減価償却費	37	36
貸倒引当金の増減額 (▲は減少)	▲ 35	▲ 6
退職給付引当金の増加額	▲ 13	10
その他の引当金・積立金の増減額 (▲は減少)	▲ 17	0
資金運用収益	▲ 1,052	▲ 1,097
資金調達費用	102	121
有価証券関係損益 (▲は益)	▲ 16	▲ 8
固定資産処分損益	0	0
貸出金の純増減 (▲は純増)	460	▲ 849
預け金の純増減 (▲は純増)	▲ 1,710	▲ 17,900
貯金の純増減 (▲は純減)	6,188	12,095
借入金の純増減	1,100	1,900
教育情報資金	▲ 2	▲ 6
その他	▲ 56	16
資金運用による収入	1,030	1,097
資金調達による支出	▲ 101	▲ 120
小計	(5,961)	(▲ 4,643)
法人税等の支払額	▲ 7	▲ 10
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 422	▲ 1,272
有価証券の取得による支出	▲ 1,897	▲ 2,695
有価証券の売却による収入	715	1,599
有価証券の償還による収入	800	300
固定資産の取得による支出	▲ 40	▲ 2
固定資産の売却による収入	—	0
外部出資による支出	—	▲ 474
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 16	▲ 8
出資の増額による収入	—	4
出資配当金の支払額	▲ 16	▲ 12
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	5,515	▲ 5,933
VI 現金及び現金同等物の期首残高	12,318	17,833
VII 現金及び現金同等物の当期末残高	17,833	11,900

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	29年度	30年度	
当期末処分剰余金	83	67	
(目的積立金取崩額)	(-)	(-)	
剰余金処分額	74	61	
内 訳	利益準備金	18	20
	任意積立金	45	30
	(うち優先出資消却積立金)	(5)	(3)
	出資配当金	11	11
	(普通出資に係る配当金)	(5)	(5)
	(優先出資に係る配当金)	(6)	(6)
次期繰越剰余金	9	6	

(脚注)

- 普通出資金の配当は年0.25%の割合です。
優先出資の配当は年1.00%の割合です。
- 任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等は次のとおりです。

種類	積立目的	目標額	取扱基準	既積立額
優先出資消却積立金	配当政策や資本効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積み立てる。	600百万円	行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、経営管理委員会の議決を経て取り崩す。	66百万円

- 次期繰越剰余金に含まれる水協法第55条第7項(水協法第92条第3項において準用する場合を含む。)に規定する経営指導・教育情報事業に充てるための繰越額(いわゆる教育情報資金)は、4,000千円である。

(注)出資金等に対する配当率等

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
普通出資金に対する					
配当金	7	7	7	5	5
配当率	0.50%	0.50%	0.50%	0.25%	0.25%
優先出資金に対する					
配当金	3	3	3	6	6
配当率	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%	1.00%
事業の利用分量に対する					
貯金配当金	-	-	-	-	-
貸出金配当金	-	-	-	-	-
配当率	-%	-%	-%	-%	-%

貯金業務

種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	29年度末		30年度末			
	金 額	構成比	金 額	構成比		
種 類 別 性 高	当 座	当座貯金	187	0.1	233	0.2
		普通貯金	42,224	32.9	41,609	29.6
		貯蓄貯金	16	0.0	16	0.0
		納税準備貯金	500	0.4	492	0.4
		通知貯金	5	0.0	-	-
		別段貯金	319	0.2	279	0.2
	小 計	43,251	33.7	42,629	30.4	
	定 期	定期貯金	83,478	65.1	96,060	68.4
		(うち固定金利)	(83,470)	(65.0)	(96,052)	(68.4)
		(うち変動金利)	(8)	(0.0)	(8)	(0.0)
		積立定期貯金	665	0.5	593	0.4
		定期積金	924	0.7	1,130	0.8
		小 計	85,067	66.3	97,783	69.6
合 計	128,318	100.0	140,412	100.0		
貯 金 者 区 分 残 高	員 内	会員貯金	11,169	8.7	11,319	8.1
		組合員直接預り	57,173	44.6	58,535	41.7
		小 計	68,342	53.3	69,854	49.8
	員 外	地方公共団体	8,500	6.6	16,713	11.9
		金融機関	-	-	-	-
		その他	51,476	40.1	53,845	38.3
		小 計	59,976	46.7	70,558	50.2
合 計	128,318	100.0	140,412	100.0		

- (注) 固定金利=預入時に満期までの利率が確定する定期貯金
変動金利=預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	29年度		30年度		増 減 金 額
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	37,124	30.8	37,956	29.3	832
定期性貯金	83,512	69.2	91,541	70.7	8,029
小 計	120,636	100.0	129,497	100.0	8,861
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	120,636	100.0	129,497	100.0	8,861

財形貯蓄残高

「該当ございません」

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+納税準備貯金+通知貯金+別段貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+積立定期貯金+定期積金

融資業務

貸出金残高（種類別・金利別・使途別・貸出先別）

（単位：百万円、%）

区 分		29 年 度 末		30 年 度 末		
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
種 類 別	割引手形	—	—	—	—	
	手形貸付金	1,519	6.6	1,684	7.0	
	証書貸付金	18,689	81.0	19,468	81.4	
	当座貸越	1,229	5.3	1,303	5.4	
	金融機関貸付	1,642	7.1	1,472	6.2	
合 計		23,079	100.0	23,927	100.0	
金 利 別	固定金利貸出	10,045	43.5	14,295	59.7	
	変動金利貸出	13,034	56.5	9,632	40.3	
使 途 別	設備資金	17,137	74.3	17,768	74.3	
	運転資金	5,942	25.7	6,159	25.7	
貸 出 先 別	員 内	会員	3,130	13.6	3,464	14.5
		組合員直接貸付	14,797	64.1	15,360	64.2
		小 計	17,927	77.7	18,824	78.7
	員 外	地方公共団体	1,052	4.6	1,103	4.6
		金融機関	1,642	7.1	1,472	6.2
		その他	2,458	10.7	2,528	10.6
小 計		5,152	22.3	5,103	21.4	
合 計		23,079	100.0	23,927	100.0	

（注）個人向け貸出金のうち、住宅関連及び自動車ローンは設備資金、その他のローンは運転資金としている。
設備資金＝長期資金－（経営資金＋生活ローン（自動車ローンを除く）＋共済ローン）

種類別貸出金平均残高

（単位：百万円、%）

区 分	29 年 度		30 年 度		増 減 金 額
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
割引手形	—	—	—	—	—
手形貸付金	1,725	7.2	1,700	7.1	▲ 25
証書貸付金	18,812	78.6	19,049	79.8	237
当座貸越	1,207	5.0	1,257	5.3	50
金融機関貸付	2,192	9.2	1,866	7.8	▲ 326
合 計	23,936	100.0	23,872	100.0	▲ 64

貸出金担保内訳

（単位：百万円、%）

区 分	29 年 度 末		30 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
貯金等	1,603	6.9	1,544	6.5	▲ 59
有価証券	2	0.0	301	1.3	299
動産	—	—	—	—	—
不動産等	4,962	21.5	4,175	17.4	▲ 787
その他担保物	4	0.0	1	0.0	▲ 3
小 計	6,571	28.5	6,021	25.2	▲ 550
基金協会保証	9,971	43.2	10,633	44.4	662
その他の保証	1,390	6.0	1,809	7.6	419
小 計	11,361	49.2	12,442	52.0	1,081
信用	5,147	22.3	5,464	22.8	317
合 計	23,079	100.0	23,927	100.0	848

（注）貯金等＝貯担（定期等）＋積担（定期積金）。 不動産等＝不動産等（動産＋不動産）－基金協会債権（重複を控除）。
その他担保物＝商業手形（転貸債権）＋当座貸越（特殊当座・カードローンを除く）。
その他の保証＝信販会社 信用＝特殊当座・カードローンを含む

業種別貸出金残高

（単位：百万円、%）

区 分	29 年 度 末		30 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
農水産業	15,846	68.7	16,115	67.4	269
製造業	2	0.0	1	0.0	▲ 1
建設業	8	0.0	6	0.0	▲ 2
運輸・通信業	27	0.1	26	0.1	▲ 1
卸売・小売業	44	0.2	40	0.2	▲ 4
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—
サービス業	493	2.1	924	3.9	431
地方公共団体	1,052	4.6	1,103	4.6	51
金融機関	1,642	7.1	1,472	6.1	▲ 170
その他	3,965	17.2	4,240	17.7	275
合 計	23,079	100.0	23,927	100.0	848

保証業務

債務保証担保別内訳

(単位：百万円、%)

区 分	29 年 度 末		30 年 度 末		増 減 金 額
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
貯金等	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—
不動産等	0	0.0	—	—	—
その他担保物	0	0.0	—	—	—
小 計	0	0.0	—	—	—
信用	23	100.0	19	100.0	▲ 4
合 計	23	100.0	19	100.0	▲ 4

代理業務

受託貸出金の残高

(単位：百万円)

受託先別	29年度末	30年度末
株式会社日本政策金融公庫(農林)	74	57
独立行政法人住宅金融支援機構	283	226
年金積立金運用管理独立行政法人	4	3
株式会社日本政策金融公庫(教育)	50	42
合 計	411	328

(事務委託)

(単位：百万円)

受託先別	29年度	30年度
兵庫県沿岸漁業改善資金	119	89

主要な水産業界関係の貸出金残高

(漁業種類別)

(単位：百万円)

		29 年 度 末	30 年 度 末	増 減
漁業	海面漁業	5,936	5,957	21
	海面養殖漁業	3,525	4,043	518
	その他漁業	182	250	68
	漁業関係団体等	4,116	4,398	282
合 計		13,759	14,648	889

(注) 1. 本表は、水産業界関係の貸出残高であるため、水産業者に対する水産業界関係資金以外の貸出残高（生活資金等）は含まれておりません。

2. 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地公体、金融機関に対する貸出は含めていません）

(資金種類別)

(単位：百万円)

		29 年 度 末	30 年 度 末	増 減
プロパー資金		4,433	4,427	▲ 6
水産制度資金		9,326	10,221	895
	漁業近代化資金	8,490	9,411	921
	その他制度資金	836	810	▲ 26
合 計		13,759	14,648	889

(注) 3. プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

4. 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここは②のみを掲載しております。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

		29 年 度 末	30 年 度 末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		74	57	▲ 17
合 計		74	57	▲ 17

(注) 5. 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

為替業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	種 別		29 年 度		30 年 度	
			仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
種 類	送金・振込	件数	35,747	55,155	35,028	58,784
		金額	57,238	64,923	60,424	72,295
	代金取立	件数	547	86	563	92
		金額	5,991	28,530	5,299	121
合 計		件数	36,294	55,241	35,591	58,876
		金額	63,229	93,453	65,723	72,416

有価証券

保有有価証券平均残高及び利回り

(単位：百万円、%)

種 類	29 年 度			30 年 度			増 減
	金 額	構成比	利 回	金 額	構成比	利 回	
国債	158	5.0	0.53	290	7.4	0.52	132
地方債	1,801	56.6	1.54	1,491	37.9	1.42	▲ 310
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,067	33.5	1.34	1,211	30.8	1.23	144
外国証券	158	5.0	0.95	940	23.9	1.15	782
受益証券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,184	100.0	1.39	3,932	100.0	1.23	748

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合 計	
									29 年 度 末
	地方債	301	1,228	104	—	—	—	—	1,633
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	103	314	—	202	502	—	1,121
	外国証券	—	—	—	—	—	400	—	400
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	301	1,331	418	—	202	1,303	—	3,555
30 年 度 末	国債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方債	804	509	—	—	—	200	—	1,513
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	102	310	—	100	100	698	—	1,310
	外国証券	—	—	—	99	100	1,306	—	1,505
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	906	819	—	199	200	2,204	—	4,328

有価証券の含み損益（上場有価証券）

(単位：百万円)

区 分	29 年 度			30 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
国債	401	401	3	—	—	—
地方債	1,633	1,633	33	1,513	1,522	22
政府保証債	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	1,121	1,121	21	1,310	1,319	22
外国証券	400	377	▲ 23	1,505	1,469	▲ 36
受益証券	—	—	—	—	—	—
合 計	3,555	3,532	34	4,328	4,310	8

- (注) 1. 取得価額は、貸借対照表価額によっております。
 2. 上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所における最終価格によっております。
 3. 非上場有価証券のうち、時価相当額として価格等の算定が可能なものを記載しております。
 4. 非上場有価証券の時価は、次の基準によっております。
 ① 店頭売買有価証券は、日本証券業協会が公表する売買価格等
 ② 公募債権は、日本証券業協会が公表する公社債店頭（基準）気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格
 ③ 証券投資信託の受益証券は、基準価格によっております。

(保有目的による区分)

(単位：百万円)

区 分	29 年 度			30 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	500	477	▲ 23	2,402	2,384	▲ 18
その他	3,055	3,055	57	1,926	1,926	26
合 計	3,555	3,532	34	4,328	4,310	8

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末時における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ① 売買目的有価証券については保有していません。
 ② 満期保有目的の債券については、償却原価が貸借対照表価額として計上されております。
 ③ その他の有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

オフバランス取引、先物取引の時価情報、オプション取引の時価情報、金銭の信託 該当ございません

主要な残高及び利益の推移

(単位：百万円、千口、人、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
経常収益	866	878	855	1,208	1,243
経常利益	16	37	25	46	67
当期利益金	15	29	19	35	64
出資金	1,735	1,735	1,735	2,768	2,772
出資口数	174	174	174	277	277
純資産額	2,795	2,825	2,788	4,159	4,186
総資産額	72,793	79,345	82,369	134,349	148,392
貯金	69,407	75,982	79,010	128,318	140,412
貸出金	21,404	20,151	19,145	23,079	23,927
有価証券	2,465	1,684	1,124	3,555	4,328
剰余金配当額	10	10	10	11	11
・出資配当金の額	10	10	10	11	11
・事業利用分量配当金の額	—	—	—	—	—
職員数	63	64	65	97	98
・受入出向職員	10	11	9	9	8
単体自己資本比率	12.82	12.19	11.10	10.11	9.02

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

資金効率(運用・調達勘定平均残高、収益、利回)

(単位：百万円、%)

区 分	29 年 度			30 年 度		
	平均残高	収 益	利 回	平均残高	収 益	利 回
貸出金	23,936	459	1.92	23,872	443	1.86
預け金	91,788	549	0.60	101,693	605	0.60
有価証券	3,184	60	1.90	3,932	49	1.23
実質運用勘定利回 A	118,908	1,068	0.90	129,497	1,097	0.85
貯金	120,636	93	0.08	129,497	111	0.09
借入金	240	0	0.00	1,819	0	0.00
貯金経費	—	989	0.82	—	977	0.75
貯金借入金原価率 B	120,876	1,082	0.90	131,316	1,088	0.84
運用資金利回 A - B			0.00			0.01

区 分	29年度	30年度
事業収益 イ	1,182	1,217
事業費用 □	1,161	1,162
事業利益 イ-□	21	55
事業収支率 □/イ	98.2	95.5

区 分	29年度	30年度
総資金運用利回	0.98	0.93
総資金原価率	0.94	0.88
(うち貯金原価率)	(0.90)	(0.84)
総資金利ざや	0.04	0.05

(注) 総資金運用利回=資金運用収益/資金運用勘定平均残高×100
総資金利ざや=総資金運用利回-総資金原価率

資金運用及び事業粗利益

(単位：百万円、%)

区 分	29年度	30年度
資金運用収益	1,052	1,097
資金調達費用	102	121
資金運用収支	950	976
役務取引等収益	32	31
役務取引等費用	27	25
役務取引等収支	5	6
その他事業収益	98	89
その他事業費用	56	51
その他事業収支	42	38
事業粗利益	1,010	1,032
事業粗利益率	0.85	0.80

(注) 事業粗利益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)+事業管理費+債権管理費+事業推進費
事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

役務取引の状況

(単位：百万円)

種 類	29年度	30年度
受入為替手数料	20	20
その他受入手数料	12	11
役務取引等収益	32	31
支払為替手数料	5	5
その他支払手数料	22	20
役務取引等費用	27	25

業務純益

(単位：百万円)

区 分	29年度	30年度
業務純益	21	55

(注) 業務純益＝事業粗利益－経費(人件費・物件費・税金)

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	29年度		30年度		
	残高	増減額	残高	増減額	
受取利息	貸出金	459	70	443	▲ 16
	有価証券	44	19	49	5
	預け金	20	▲ 1	17	▲ 3
	合 計	523	88	509	▲ 14
支払利息	貯金	93	28	111	18
	譲渡性貯金	—	—	—	—
	借入金	0	0	0	0
合 計	93	28	111	18	
差 引	430	60	398	▲ 32	

経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	29年度	30年度	
人件費	役員報酬	52	52
	給料手当	405	416
	賞与引当金繰入	4	1
	福利厚生費	84	81
	退職給付費用	29	27
	小 計	574	577
旅費交通費	13	12	
業務費	171	163	
負担金	24	24	
施設費	168	163	
貯金保険料	17	17	
雑費	5	4	
税金	4	5	
合 計	976	965	

その他の経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	29年度		30年度	
	期 末	期 中	期 末	期 中
貯貸率	18.0	19.9	17.0	18.4
貯預率	79.0	76.1	80.7	78.5
貯証率	2.8	2.7	3.1	3.0
1 職員当り貯金平均残高	1,244		1,321	
1 職員当り貸出金平均残高	247		244	
1 店舗当り貯金平均残高	5,745		6,167	
1 店舗当り貸出金平均残高	1,140		1,137	
総資産経常利益率	0.03		0.05	
総資産当期利益率	0.03		0.04	
資本経常利益率	1.12		1.64	
資本当期利益率	0.86		1.54	

役員等の報酬体系

◇ 役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

功労金については、該当ありません。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	52	—

◇ 対象役員は、経営管理委員18名、理事4名、監事4名です。

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

自己資本の充実の状況

○自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の最重要課題として取り組んでいます。

平成31年3月末における自己資本比率は、リスク・アセットが拡大したことにより、前年度対比において1.09ポイント低下して9.02%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資と会員外からの優先出資により調達しております。出資金額は次のとおりです。

○ 普通出資

項目	内容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	22億円（前年度 22億円）

○ 非累積的永久優先出資

項目	内容
発行主体	なぎさ信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	6億円（前年度 6億円）

当連合会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

今後も、未処分剰余金からの内部留保により、自己資本の増強を行っていきます。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

○自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	4,091		4,043	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,772		2,768	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	1,396		1,349	
うち、外部流出予定額(△)	▲77		▲75	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	72		70	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	72		70	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,163		4,113	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0		0	0
うち、のれんに係るものの額	-		-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0		0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		0	0
適格引当金不足額	-		-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	-
前払年金費用の額	-		-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	0		0	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	4,163		4,111	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	44,186		38,675	
資産(オン・バランス)項目	44,172		38,658	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲453		▲2,540	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	▲453		▲2,540	
うち、上記以外に該当するものの額	-		0	
オフ・バランス項目	14		17	
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,938		1,986	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	46,124		40,661	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.02%		10.11%	

○自己資本の充実に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	29年度末			30年度末		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b = a × 4%
現金	1,500	0	0	1,425	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	398	0	0	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,659	0	0	2,609	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	102,561	20,512	820	116,028	23,226	929
法人等向け	501	451	18	699	550	22
中小企業等・個人向け	2,865	1,648	66	3,063	1,837	73
抵当権付住宅ローン	3,568	1,243	50	3,128	1,090	44
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	176	212	8	167	197	8
取立未済手形	2	1	0	4	1	0
漁業信用基金協会等保証	9,971	997	40	10,645	1,064	42
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,391	1,391	56	1,391	1,391	56
(うち出資等のエクスポージャー)	1,391	1,391	56	1,391	1,391	56
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	8,761	12,655	506	9,269	15,268	611
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポージャー)	502	1,254	50	502	1,256	50
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	4,092	8,144	326	4,096	10,240	410
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	15	37	1	23	58	2
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	4,152	3,220	129	4,647	3,714	149
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入とな るものの額	1	1	1	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)	—	453	18	—	452	18
CVAリスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	134,354	38,658	1,547	148,428	44,172	1,767

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

粗利益額	29年度		粗利益額	30年度	
	オペレーショナル・ リスク相当額を8 %で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 15% ÷ 8% c = b × 4%		オペレーショナル・ リスク相当額を8 %で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 15% ÷ 8% c = b × 4%
1,059	1,986	79	1,034	1,938	78

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では基礎的手法を採用しています。

○所要自己資本額

(単位：百万円)

29 年 度		30 年 度	
リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額	リスク・アセット (分母) 合計	所要自己資本額
a	b = a × 4 %	a	b = a × 4 %
40,661	1,626	46,124	1,845

○信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー	—	日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	—

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	29 年 度 末			30 年 度 末			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	
法 人	農林水産業	3,558	3,558	—	3,262	3,262	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	33	33	—	32	32	—
	金融・保険業	103,965	1,644	1,003	116,546	1,474	1,710
	不動産業	—	—	—	—	—	—
	サービス業	3,505	3,505	—	4,283	4,283	—
	地方公共団体	2,659	1,053	1,606	2,609	1,104	1,505
	その他	898	—	898	1,100	—	1,100
個 人	13,350	13,350	—	13,826	13,826	—	
固定資産等	6,499	—	—	6,875	—	—	
合 計	134,467	23,143	3,507	148,533	23,981	4,315	

- (注) 1. 全て国内取引です。
 2. 残高は、信用リスク削減効果適用前の残高です。
 3. 基金協会保証付債権も業種別に区分して記載しております。
 4. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
 5. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	29 年 度 末			30 年 度 末		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	111,259	9,542	501	125,381	10,218	1,905
1年超3年以下	3,394	1,889	1,405	5,217	4,207	910
3年超5年以下	2,757	2,355	402	3,038	2,939	99
5年超7年以下	2,414	2,414	—	2,324	2,224	101
7年超	7,610	6,411	1,199	4,727	3,427	1,300
期限の定めなし	7,033	532	—	7,846	966	—
合 計	134,467	23,143	3,507	148,533	23,981	4,315

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

◇3月以上延滞エクスポージャーの期末残高および業種別の内訳

(単位：百万円)

		29 年 度	30 年 度
法 人	農林水産業	134	103
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人	157	169	
合 計	291	272	

(注) 全て国内取引です。

◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	29 年 度					30 年 度					
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	
			使用目的	その他				使用目的	その他		
一般貸倒引当額	72	69	—	72	69	69	73	—	69	73	
個別貸出引当額	148	115	27	121	115	115	105	19	96	105	
法 人	農林水産業	79	77	—	79	77	77	57	19	58	57
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	69	38	27	42	38	38	48	—	38	48	

(注) 全て国内取引です。

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

		29 年 度	30 年 度
法 人	農林水産業	—	—
	製造業	—	—
	建設業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	卸売・小売業	—	—
	金融・保険業	—	—
	不動産業	—	—
	サービス業	—	—
	地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個 人	—	—	
合 計	—	—	

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

	29 年 度 末			30 年 度 末			
	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	398	4,159	4,557	—	4,034	4,034
	10%	—	9,998	9,998	—	10,670	10,670
	20%	101,203	1,360	102,563	114,266	1,064	115,330
	35%	—	3,545	3,545	—	3,108	3,108
	50%	100	29	129	298	26	324
	75%	—	2,197	2,197	—	2,449	2,449
	100%	744	4,657	5,401	703	5,159	5,862
	150%	—	102	102	—	87	87
	200%	4,051	—	4,051	—	—	—
	250%	200	15	215	200	4,119	4,319
	1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	702	—	702	
自己資本控除額	—	—	—	—	—	—	
合 計	106,696	26,062	132,758	116,169	30,716	146,885	

○信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がAーまたはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	29 年 度 末		30 年 度 末	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	—	5	—	5
抵当権付住宅ローン	—	22	—	20
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	27	—	25

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

○リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	29年度	30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

○出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の外部出資勘定として計上されているものであり、当連合会においては、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	29年度末		30年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,541	—	5,015	—
合計	4,541	—	5,015	—

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

「該当ございません」

◇貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

（その他有価証券の評価損益等）

「該当ございません」

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（子会社・関係会社株式の評価損益等）

「該当ございません」

○金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

当会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦(平均残存2.5年)して金利リスクを算出しています。流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
本会は円通貨しか取り扱っておりません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	214			
2	下方パラレルシフト	0			
3	スティープ化	381			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	381			
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,163		4,111	

(注)「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁・農水省告示第5号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、2019年3月末から金利リスクの定義と測定方法を変更しており、開示初年度となることから当期末のみを開示しております。

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	29 年 度 末	30 年 度 末	増 減
破綻先債権額	20	20	0
延滞債権額	480	434	▲ 46
3か月以上延滞債権額	267	237	▲ 30
貸出条件緩和債権額	43	34	▲ 9
リスク管理債権総額 A	810	725	▲ 85
担保・保証付債権額 B	681	575	▲ 106
個別貸倒引当金残高 C	115	105	▲ 10
保全率 (B+C)/A	98.3	93.8	▲ 4.5

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て、又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、(注) 1に掲げるもの及び債務者の経営再建、又は支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものをいいます。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（(注) 1・2に掲げるものを除く。）をいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（(注) 1・2・3に掲げるものを除く。）をいいます。
5. 「担保・保証付債権額B」は、「リスク管理債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証合計額です。
6. 「個別貸倒引当金残高C」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分	29 年 度 末	30 年 度 末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	247	224	▲ 23
危険債権	253	231	▲ 22
要管理債権	310	270	▲ 40
不良債権額合計 A	810	725	▲ 85
正常債権	22,333	23,256	923
担保・保証付債権額	681	575	▲ 106
貸倒引当金残高	115	105	▲ 10
保全額合計 B	796	680	▲ 116
保全率 B/A	98.3	93.8	▲ 4.5

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額」は、「金融再生法開示債権総額A」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金、有価証券及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	29 年 度					30 年 度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	72	69	—	72	69	69	73	—	69	73
個別貸倒引当金	148	115	27	121	115	115	105	19	96	105
合 計	220	184	27	193	184	184	178	19	165	178

貸出金償却

(単位：百万円)

区 分	29 年 度	30 年 度
貸倒償却額	—	—

●○個人情報保護方針○●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当連合会は、個人情報を取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当連合会は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当連合会は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。また、ご本人の選択による利用範囲の限定に自主的に取組みます。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

「ご本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当連合会は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当連合会は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努め、また個人情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。

「個人データ」とは、保護法第2条第6項に規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当連合会は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼性を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に沿って個人データの適正かつ効率的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当連合会は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当連合会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
「保有個人データ」とは、保護法第2条第7項に規定する保有個人データをいいます。

9. 苦情等相談窓口

当連合会は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当連合会は、個人情報保護の取組みについて、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

● ○ 情報セキュリティ基本方針 ○ ●

なぎさ信用漁業協同組合連合会（以下、「当連合会」といいます。）は、利用者の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当連合会の情報およびお預かりした情報の安全管理（以下、「情報セキュリティ」という。）の確保と日々の改善に努めることが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当連合会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努めます。
3. 当連合会は、情報安全管理に関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、当連合会で情報の安全管理を推進できる体制を維持します。
4. 当連合会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が生じた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当連合会は、上記の活動を継続的に行なうと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

店舗一覧

(平成31年3月末)

■ 本店・支店・営業店

搜	店舗名	住 所	電話番号	ATM
兵 庫 県	1 本店	明石市中崎1丁目2番3号	078 (919) 1210	○
	2 神戸支店	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	078 (704) 0880	
	3 明石支店	明石市林3丁目19番23号	078 (923) 4323	○
	4 坊勢支店	姫路市家島町坊勢697番地	079 (326) 0234	○
	5 淡路島支店	淡路市生穂1553番地の7	0799 (64) 2331	
	6 但馬支店	美方郡香美町香住区若松747番地	0796 (36) 1334	○
	7 明石浦営業店	明石市岬町33番1号	078 (917) 8154	○
	8 家島営業店	姫路市家島町宮110番地の1	079 (325) 0007	
	9 東淡営業店	淡路市岩屋1414番地の1	0799 (72) 5525	
	10 西浦営業店	淡路市育波148番地の3番	0799 (84) 0399	○
	11 沼島営業店	南あわじ市沼島2367番地の2	0799 (57) 0246	
	12 津居山営業店	豊岡市津居山293番地	0796 (28) 2533	○
	13 柴山営業店	美方郡香美町香住区沖浦911番地の8	0796 (37) 0455	○
	14 浜坂営業店	美方郡新温泉町浜坂1478番地の1	0796 (82) 3023	○
和 歌 山 県	15 和歌山支店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33番地	073 (432) 0761	○
	16 有田支店	有田市宮崎町2405	0737 (83) 5566	○
	17 御坊支店	御坊市塩屋町南塩谷450-4	0738 (22) 5277	
	18 串本支店	東牟婁郡串本町串本1884	0735 (62) 5400	○
	19 田辺営業店	田辺市江川43-35	0739 (22) 3170	
	20 すさみ営業店	西牟婁郡すさみ町周参見4866-7	0739 (55) 2414	
	21 勝浦営業店	東牟婁郡那智勝浦町築地7-8-2	0735 (52) 0843	○

■ ATM店舗

店舗名	住 所	店舗名	住 所
1 神戸市漁協駒ヶ林支所	神戸市長田区駒ヶ林町4丁目1番7号	7 加太漁協	和歌山市加太1271-2
2 岩見漁協	たつの市御津町岩見1308番地の5	8 雑賀崎漁協	和歌山市雑賀崎1162
3 室津漁協	たつの市御津町室津493番地の2地先	9 和歌山北漁協	和歌山市田野367-4
4 一宮町漁協	淡路市郡家1355番地	10 比井崎漁協	日高郡日高町阿尾178-10
5 福良漁協	南あわじ市福良丙28番地	11 紀州日高漁協名田連絡所	御坊市名田町上野1529-6
6 浜坂漁協諸寄支所	美方郡新温泉町諸寄3228	12 紀州日高漁協衣奈浦支所	日高郡由良町衣奈785-1
		13 紀州日高漁協南部支所	日高郡みなべ町堺574
		14 和歌山東漁協浦神支所	東牟婁郡那智勝浦町浦神321-18
		15 宇久井漁協	東牟婁郡那智勝浦町宇久井375-1
		16 有田支店(旧湯浅営業店)	有田郡湯浅町大字湯浅3161

※一宮町漁協のATMは記帳専用機です

